

公 告 第 8 4 0 号
令和 4 年 9 月 1 日

被 保 険 者 各 位

東海地区石油業健康保険組合
理事長 山本 浩嗣



公 告 事 項

組合規約の一部変更に関する件

組合規約の一部について、下記のとおり変更するので、健康保険法施行令第3条第2項により公告します。

記

組合規約を別紙新旧条文対照表のとおり変更する。

附 則

(施行期日)

上記規約に係る変更は、令和4年9月1日から施行する。

別紙

東海地区石油業健康保険組合規約新旧条文対照表

東海地区石油業健康保険組合規約 新旧条文対照表

新	旧
<p>(理事会の決定事項)</p> <p>第30条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(1) 常務理事の選任及び解任の同意</p> <p>(2) 事業運営の具体的方針</p> <p>(3) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法</p> <p>(4) この規約に定める事項</p> <p>(5) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>この規約は、令和4年9月1日から施行する。</u></p>	<p>(理事会の決定事項)</p> <p>第30条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(1) <u>組合会に提出する議案</u></p> <p>(2) 常務理事の選任及び解任の同意</p> <p>(3) 事業運営の具体的方針</p> <p>(4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法</p> <p>(5) この規約に定める事項</p> <p>(6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの</p>